

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年10月27日付けで文書不存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年10月16日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「都市整備政策課所管の新都心B、Cデッキの近接目視点検を実施したことがわかるもの」と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書（以下「対象文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、対象文書は存在しないとして、令和5年10月27日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和5年10月31日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 審査庁は、令和6年3月12日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和6年3月28日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、令和6年5月21日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

令和5年10月31日付け審査請求書では、「本件開示請求した公文書は報告書として埼玉県（以下「県」という。）が保有しており、不開示決定は違法である。該当公文書が不存在であることは違法または不当であり、不存在の真否を争う。」と主張する。

(3) 反論書の趣旨

反論書では、審査請求人は以下のとおり主張する。

点検がなされていないデッキを調査するために、県に公文書開示請求をしたが、実施機関は、指定管理者である株式会社さいたまアリーナ（以下「本件指定管理者」という。）が点検を実施しているので（又は実施していないので）、県には対象文書が存在しないとしている。

しかしながら、さいたまスーパーアリーナは、県の公の施設であり、施設維持や管理は県の責務である。本件指定管理者に業務の委託をしても、県民への安心安全については県の責任で開示することを求める。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が提出した公文書開示請求書における対象文書とは、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の8及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の5に規定する「道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと」を実施した報告書類と解される。

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、さいたまスーパーアリーナの管理を本件指定管理者に行わせており、具体的な業務内容は県と本件指定管理者との間で締結した「さいたまスーパーアリーナの管理に関する基

本協定書」（以下「基本協定書」という。）に記載されている。

基本協定書第23条の規定に基づき、本件指定管理者は、さいたまスーパーアリーナ管理運営業務の執行に当たり作成又は取得した文書を適正に管理・保存することとされており、「近接目視点検」業務で作成又は取得した文書についても本件指定管理者が管理・保存している。

基本協定書に基づき施設の利用状況等を報告させることとなっているが、「近接目視点検」は報告の対象としておらず、「近接目視点検を実施したことがわかるもの」は、提出を受けていないため、県には存在しない。

よって、県は、開示請求対象文書を保有していないため、審査請求人の主張は否認する。

## 5 審査会の判断

### (1) 問題の所在

実施機関は、本件開示請求に対し、対象文書を保有していないことを理由として本件処分を行っている。これに対し、審査請求人は、さいたまスーパーアリーナが県の公の施設であり、維持管理は県の責務であるから、県が対象文書を保有している旨、主張している。そのため、対象文書を保有していない旨の実施機関の主張が不合理といえるか否か、以下、検討する。

### (2) さいたまスーパーアリーナの管理について

さいたまスーパーアリーナは地方自治法第244条第1項の公の施設に該当し、本件指定管理者が同法第244条の2第3項の規定に基づき指定をされて、同施設を管理している。また、県と本件指定管理者との間では、さいたまスーパーアリーナ条例（平成11年10月埼玉県条例第54号）第16条第2項の規定に基づき協定が締結され、基本協定書が作成されている。

### (3) 対象文書が不存在であることの合理性

仮に審査請求人が主張する「都市整備政策課所管の新都心B、Cデッキの近接目視点検」が本件指定管理者によって行われ、関連する文書が作成されているとしたら、

本件指定管理者は、基本協定書の第23条及び別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、当該文書を管理・保存しなければならない。また、本件指定管理者は、基本協定書の第15条第1項の規定に基づき、指定管理業務（その他業務も含む。）に関し、毎年度終了後、30日以内に同条同項各号所定の事項について事業報告書を県に提出しなければならないから、仮に審査請求人が求める「都市整備政策課所管の新都心B、Cデッキの近接目視点検を実施したことがわかるもの」が基本協定書の第23条及び別記1「文書管理上の留意事項」に基づき本件指定管理者によって適切に管理・保存されており、かつ、それが基本協定書の第15条第1項各号のいずれかに該当するのであれば、当該文書は県に提出されているはずである。この場合、対象文書が存在しない旨の実施機関の主張は合理性を欠くと言わざるを得ない。しかし、対象文書は基本協定書の第15条第1項各号所定のいずれの事項にも該当しないことが認められる。そのため、基本協定書の第15条第1項との関係では、対象文書を保有していない旨の実施機関の主張は不合理とはいえない。

また、その他に、実施機関が対象文書を保有していることを伺わせる事情は認められない。

なお、基本協定書の第26条第1項によれば、本件指定管理者が保有する一定の文書については、本件指定管理者が定める情報公開規程等によって開示するものとされているため、仮に本件指定管理者が対象文書を保有している場合には、本件指定管理者の情報公開規程等によって開示されることが期待されているともいえる。

以上からすると、対象文書を保有していない旨の実施機関の主張は不合理とはいえない。

したがって、本件処分は違法とはいえず、また不当ともいえない。

#### (4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも審査会の上記判断を左右するものではない。

#### (5) 結論

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年 3月12日	審査庁による審査請求人からの口頭意見陳述聴取の実施
令和6年 3月28日	諮問(諮問第371号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年 5月21日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第180回審査会)
令和6年 6月25日	審議(第三部会第181回審査会)
令和6年 7月10日	答申